

3.11 情報通信振興部門

部門長 北林大昌

【部門概要】

利便性の高い情報通信サービスの国民生活・国民経済への浸透を支援するという観点に立って、情報通信分野の各種振興業務を効率的・効果的に実施し、次の取り組みを推進している。

(1) 情報通信ベンチャーの支援

情報通信分野における産業競争力強化を図る我が国の中長期的な政策的観点から、情報通信ベンチャーの起業・成長を支援する。

① 情報通信ベンチャーへの情報提供

ア Web『情報通信ベンチャー支援センター』

<<http://www.venture.nict.go.jp/>>を通じて、情報通信ベンチャーに対し、起業・経営に必要な情報を提供する。

イ リアルな場でのイベント・セミナーを開催し、起業・経営に必要な知識の習得やベンチャー企業と大手企業の交流・マッチングを支援する。

② 情報通信ベンチャーに対する助成

通信・放送事業分野に属する事業のうち、情報通信ベンチャーが行う新たなサービスを提供する事業または新技術を用いてサービスの提供の方法を改善する事業で総務省における事業計画の認定を受けた事業者に対し、テレコム・ベンチャー投資事業組合を通じた出資（上限2億円）や債務保証を行う。

(2) 情報通信インフラの高度化

世界最先端のICT国家を目指し、我が国における情報通信インフラの高度化を支援する。

① 加入者系光ファイバー等の施設整備の支援

情報流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、以下に対し、利子助成（イを除く）及び債務保証を行う。

ア 加入者系光ファイバー等の電気通信の利便性を飛躍的に高めるための施設の整備を行う事業（高度通信施設整備事業）

イ 電気通信システムの高度な信頼性を実現するための施設の整備を行う事業（信頼性向上施設整備事業）

ウ 光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする有線テレビジョン放送施設の整備を行う事業（高度有線テレビジョン放送施設整備事業）

② 地域通信・放送開発事業の支援

大都市以外の地域において行われる電気通信の高度化に資する事業（CATVの高度化、地上デジタルテレビ放送の中継局整備等）に対して、銀行その他の金融機関が行う貸付けに対し、利子補給を行う。

③ 高度テレビジョン放送施設整備事業の支援

地上デジタル放送を行うための無線設備及び同放送の放送番組を制作するための設備の整備を行う事業に対し、債務保証を行う。

(3) デジタル・ディバイドの解消

高度な情報通信手段にアクセスできる者とそうでない情報弱者の間の情報格差を解消し、我が国社会全体としての均衡ある情報化の発展に寄与する。

① 身体障害者（以下「チャレンジド」という。）による通信・放送利用の円滑化

ア チャレンジド等への情報提供

Web『情報バリアフリーのための情報提供サイト』<<http://barrierfree.nict.go.jp/>>を通じて、高齢者やチャレンジドによる通信・放送役務利用の円滑化に資する情報を提供する。

イ チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発の推進

身体障害のために通信・放送役務を利用するのに支障がある者に対する役務を提供し又は開発する者

に対し、助成（助成対象経費の1/2を限度）を行う。

ウ 字幕番組等制作の促進

字幕番組、解説番組等の制作に対し、助成（助成対象経費の1/2を限度。ただし、在京キー局又は在阪準キー局の字幕番組（生放送番組を除く。）については、それぞれ1/6、1/4）を行う。

手話翻訳映像の制作に対し、助成（助成対象経費の1/2を限度）を行う。

② テレビ難視聴の解消

テレビ難視聴解消の促進を図るため、NHK テレビ放送（地上放送）が良好に受信できない地域において、衛星放送の受信設備を設置する者に対し、設置に要した経費の1/4相当額（1世帯当たり2万5千円を限度）を助成する。

【主な記事】

平成22年度の成果については、各グループの報告を参照のこと。